

## 資料

### ブルガリア商法について

#### トイチエヴァ ビストラ

##### I 解説

- 1 市場経済への改革
- 2 ブルガリア商法の歴史
- 3 1991年ブルガリア商法の特色

##### II 商法本文（抄訳）

#### I 解説

##### 1 市場経済への改革

1989年は、東欧諸国にとって激変の年であった。1月にハンガリーで集会と結社の自由が回復し、6月にポーランドの国政選挙で連帯労組が圧勝し、11月9日にはベルリンの壁が崩壊した。その翌日にはブルガリアで、2週間後にはチェコ・スロヴァキアで、そして12月22日にはルーマニアで政変が起った。

他の東欧諸国と同じように、ブルガリアでも1989年に社会主义計画経済から市場経済への移行が始まった。しかし、コメコン体制とソ連とが崩壊した結果、重要な輸出入市場を失ったことや、湾岸戦争により対イラク債権を回収できなければかりか、対セルビア経済制裁による大きい損失を受けるなどの予期せぬ事件が発生し、当時、外貨備蓄が十分でないうえに巨大な対外債務を累積していたブルガリアでは、その経済はきわめて困難な状態に陥ってしまった。国民総生産（GDP）は低下し、逆にインフレ率と失業率は高騰し、国家の財政

赤字はますます増えた。

このような経済状況において、政府は、1991年2月から「ショック療法」による本格的な経済改革を実行に移した。その第一段階は、通貨の安定とインフレの抑制を図るというマクロ政策であった。それは、物価の自由化、為替レートの一本化、高金利政策、超緊縮予算（補助金の大幅な削減）という四つの柱から成り立つものであった。民営化を中心とした構造改革がその第二段階として続いた。これらの「ショック療法」は一応の効を奏したようで、1991年に338.5%に達したインフレは1994年に121.9%，1995年の8ヶ月の間に17.6%まで抑制され、国有企業に対する国家の補助金は支出の割合として1989年の43%から1994年に2.9%まで削減され、借入金に支払う利子率は1994年末の72%から1995年8月末に34%まで低下し、失業率は1993年16.5%から1995年10.9%まで低下した<sup>(1)</sup>。

しかし、1996年5月初めから事態は再び悪化した。インフレ率は再び高くなって、1996年に310.8%に達し、利子率も70%から300%までの間で変動した<sup>(2)</sup>。また赤字続きの約60の国家企業が清算される予定であり、これが実行されると、失業率はさらに向上するものと思われる。なお、1997年7月始めに設置された通貨委員会が、為替レートの固定化と通貨の安定化を図って、ブルガリアの金融制度を監督することになった。その結果、インフレ率も、利子率も低下したが、現在のブルガリアでは、乏しい資金と資源を有効に利用して経済を再建することが求められ、インフレ抑制政策だけではなく、生産を回復しながら民営化を行い、また外資を積極的に導入しなければ、現状を打破することが困難な状況にある。

現在のブルガリアでは、中央集中化した計画経済から全ての自然人および法人が商人として登記することによって経済活動を行う平等な権利を有する市場経済への移行を促進すること、民営化の実行のために必要な条件を作り出す市場に参入するための発意力と企業心のある組織体を創立させること、外国でも知られているような組織体に改組し、外国からの資本参加を容易にすることが求められている。その目的を実現するための法制度として、1991年にブルガリア商法が、1992年に「国有企業および市有企業の形態変更および民営化に関する法律」（以下では、民営化法という）が制定された。

(1) Current Foreign Investment Climate in Bulgaria, at 4-5, Sept.1995.

(2) "Cash" Newspaper, No. 1 / 9-15. 01. 1997.

## 2 ブルガリア商法の歴史

ブルガリアの歴史をみれば、1878年のオトマン＝トルコ支配からの解放以降、1944年の社会主義革命までの間に、資本主義の時期があった。その時期においては、1807年のフランス商法典に基づいたオトマン商法およびオトマン商事訴訟法が適用されていた。その法律の下で、実際に、株式会社が設立され、活動を行っていたとの記録がある。その後、ブルガリア独自の商法が1897年5月18日に採択され、1898年1月1日から施行された。それはハンガリー商法典をモデルとしていたとされ、したがって実質的には旧ドイツ商法典の継承法とみられる。商法以外に、市場法（1883年）、協同組合法（1907年）、取引所法（1907年）、有限会社法（1924年）、海商法（1931年）、予防強制和議法（1932年）なども制定された。

しかし、1944年9月9日に社会主義革命が行われ、商法のない時代が到来した。すなわち、1947年の私的製造および鉱業企業の国有化、1951年1月1日の「債務および契約に関する法律」（以下では、債務契約法という）の施行および1951年11月28日の国民議会幹部会の法令で、1897年の商法と1924年の有限会社法が廃止されたからである。商品流通に関する制度は、たとえば、問屋契約、運送契約、出版契約、保険契約、小切手、手形などに関する規定は、債務契約法に含まれることとなった。

自然人は商事活動を行うことが禁止された。経済における主な役割を果たしたのは、様々な形態の社会主義経済組織体であった。その組織体の財産は100%国家所有であって、経営は行政的な指導に服した。もっとも、1980年の国家評議会の法令第535号により、ブルガリアの法人と外国の法人および個人との間の産業協力契約および共同事業・合弁企業の設立契約による合弁企業が例外的に許容された。

1979年以降の状況は、まず社会主義経済組織体内部の「民主化」から始まった。すなわち、1979年の政令第36号によりそれらは経済的結合の枠の中で内部会計を行っている單一体とみなされ、1982年の「経済機構に関する法則」によりそれぞれが独立会計主体となった。また1986年には国家所有が労働共同体（従業員達）に付与される宣言書が公布され、1986年の労働法典では労働共同体が社会主義所有の管理者として認められ、労働共同体総会が企業の経営機関とされた（労働法典第24条）。1987年の「経済的活動に関する規則」により企業の自治（自主管理）も認められた。

さらに、1989年1月9日に発せられた「経済的活動に関する国家評議会法令第56号」(以下では、法令第56号という)は、旧商法の廃止後初めて「商企業(Firms)」と呼ばれる過渡的な商事会社制度を創出した。すなわち、この法令第56号に基づいて、国家商企業、市商企業、協同組合商企業、株式商企業、有限責任商企業、無限責任商企業、自然人による共同商企業(Collective Firms)と協同経営商企業(Partnership Firms)の設立および個人企業の登記が認められ、その結果、国民自身が商事活動を行うことができるようになったのである。そして、この法令第56号は、いくつかの国有企業が株式商企業を設立することを認めただけではなく、既存の国有企業を国家商企業へ形態変更することをも認め(経過・終末規定§5)、また1989年5月の同法令の改正は、国有企業を株式商企業に形態変更すること、および労働者がその株式商企業の記名株式を取得することを認めた。このように社会主義計画経済の下において、すでに商事企業の復興および国有企業の商企業への形態変更が始まっていたのである。

1989年11月10日から、ブルガリアでは、社会主義から自由民主主義へ移行する本格的な政治経済改革が始まった。この改革は法改革を伴い、1990年の憲法改正法は、経済活動に対する国家支配についての規定を削除し、また1991年に採択されたブルガリア新憲法は、私的所有権や自由市場経済を宣言した。これは、東欧諸国の中では最初に成立した新民主憲法であった。これら新憲法の規定を実施するために、数多くの新たな法律が制定された。経済改革および構造改革に関連しては、商法、会計法、中央銀行法、農地法、競争保護法、外国投資保護法、不動産所有権返還法、民営化法などが制定された。

### 3 1991年ブルガリア商法の特色

商法の草案作成に際して、立法者は、ドイツ、フランス、イギリス、スペイン、スイス、その他の先進国の現行法、「ヨーロッパ会社」の制度化に関するECの規則案とディレクティブを参照し、さらに東欧国、特にチェコスロバキアの法制をも参考したうえでブルガリアの旧商法の伝統に沿って、新しい商法の草案を起草した<sup>(3)</sup>。

新商法は、四つの部から成り立つ。すなわち、第1部「総則」(全ての商人

---

(3) Gerdjikov, Ognyan, Komentar na Turgovskiya Zakon (Comments on the Commercial Act), art. 1-112, at 22-23, Sofia, 1991.

に関する総則), 第2部「商人の種類」, 第3部「商事取引」および第4部「破産」である。1991年に第1部および第2部が制定され, 1994年に第4部, 1996年に第3部が追加された。市場経済における商事活動を行うことができる法的組織体の形態を規制する部分が最も重要な意義をもっていたため, 立法者は商人についての規定である第1部と第2部を一番早く採択した。個人企業, 公企業および商事会社が商人の種類として認められた。協同組合も商人として認められたが, それについての規定は商法ではなく, それは「協同組合に関する法律」に含まれている。

商法が商事会社として定めたのは, 合名会社, 合資会社, 有限会社, 株式会社および株式合資会社である。その商事会社の全てが法人格を有する(第63条第3項)こと, 一人商事会社を創立することができる(第63条第2項)こと, 株式会社の機関構造については二つの制度の中から選択がある(第219条)こと, 株式へ転換できる社債の発行が認められた(第8節)こと, コンソーシアムおよび持株会社の形の経済結合についての規定が設けられたことは, ブルガリアの商法にとっては新たなものである。

公企業について, 商法上の企業形態の一種としてこれを認めるかどうかが議会で議論された。国家が全ての企業の固定資産総額の90%以上を所有していること, 市場経済への移行には公企業の民営化が不可欠であることを考慮した結果, 最終的に公企業についても特別扱いはせず, 商事会社の一部門として商法に規定が置かれることとなった。すなわち, 国家企業および市企業<sup>(4)</sup>は商人の一種とされ, 一人有限会社または一人株式会社の形態で商事活動を行うことが認められたのである。国有企業のそのような形態への変更は法律で定める方法によって行われる。そのために, 「国有企業および市有企業の形態変更および民営化に関する法律」(1992年)と, 国家企業一人商事会社の経営および監督に関する「企業における国家所有権の行使方法に関する規則」(1994年)とが制定された。

日本の商法との用語対比の上で注目すべきことは, 第一に, 「形態変更」の概念である。ブルガリア語では「形態変更」については狭義の「組織変更」と同じ“Преобразуване”(Transformation)が使われているが, 形態変更は別の根拠によって法人格を有している法的組織体が商法上の商事会社の形態へ変更することを意味するのであって, 元の組織体が商事会社ではない点で, 狹義の

---

(4) 市企業とは地方自治体の財産で設立された企業を意味する。

「組織変更」とは異なる。学説も、国有企業の変更（商第62条）は狭義の「組織変更」と違うものであると強調している<sup>(5)</sup>。そこで、本稿では両者を区別する意味で、「形態変更」と「組織変更」の用語を使い分けている。

第二に、商事会社の設立について、商法では二つの言葉が使い分けられている点である。すなわち、"Образуване" (Formation) と "Учредяване" (Incorporation) である。この二つの言葉を、本稿では、「創立」および「設立」とした。「創立」は「設立」より広い概念である。設立は会社の成立に必要な商法所定の行為のみをさすが、創立は具体的な設立手続だけではなく、会社設立の準備段階から成立までの過程全体をさす。それはまた、抽象的な可能性一般を示すものなので、会社の定義の規定（商第61条、第62条、合名会社に関する第76条、合資会社に関する第99条、有限会社に関する第113条、一人株式会社に関する第159条第2項など）でも使われている。創立と同様の内容を示す語として、いくつかの規定（商第114条第3項、第118条第1項など）においては、「作り出す」という意味をもっている"Създаване" (Foundation) が使われている。

第三に、ブルガリア商法は、大陸法系の諸国の商法典と同じように、株式会社について資本確定の原則を採り入れている点である。引き受けられた資本の額は最低資本金額以上でなければならないこと、資本は株式に分割されること、資本全額が引き受られることを求める一方で、株式の分割払込が認められる。

資本は、その全部が引き受けられなければならないのが原則である（商第161条第4項）。しかし、例外もある。すなわち、募集提案書によって公表された資本の全部が引き受けられていない場合であっても、創立総会は、「全員一致の決議」をもって引き受けられた資本によって会社を設立することを決定することができるとされているのである（商第171条）。株式引受人の保護を考慮したためであろう。全員一致の決議がある限りで、資本確定の原則のゆえに会社の設立が妨げられるということない。

第四に、株式会社の設立には、募集設立（厳密には「募集提案書による設立」）のほかに「募集によらない設立」がある。後者は実質的には発起設立であるが、その場合においても、創立総会が要求されていることは日本法にないブルガリア法の特徴である。

---

(5) Stefanov, Gueorgui, *Preobrazuvane na turgovski drujestva (Transformation of Companies)*, at 7, Veliko Turnovo, 1993.

募集設立の際の株式の募集の条件および手続については、1995年に採択され、官報 No. 63 / 14. 07. 1995 で公告された「有価証券、証券取引所および投資会社に関する法律」（以下では、証取法という）が適用される。その第7章「有価証券の公募に関する条件」の第1節「目論見書」の第68条は、「有価証券および証券取引所の委員会（以下では、委員会という）は、設立中の会社または新しく設立した会社による最初の有価証券が発行される場合における、目論見書の内容を定める」と定めている。そこで、委員会は「有価証券の公募の場合における目論見書に関する規則」を作成し、政府はこれを採択して官報 No. 23 / 16. 03. 1996 で公告した。その規則によると、設立中の会社の株式の最初の発行および有価証券の公募は、発起人、発行会社または公募を行う者が証取法およびその規則により定められた公告方法で定められた内容の目論見書および募集の広告を公表する場合に限るとされる（規則第2条第1項）。目論見書および募集の広告は、委員会が書面をもって目論見書を承認した場合のみに、公表されうる（規則第2条第2項）。委員会により承認された目論見書を添付していない有価証券の売却およびその売却提案は禁止されている（規則第2条第3項）。1995年に証取法が採択される前は、会社の資本募集提案書の内容は商法第164条に定められていたが、証取法の制定によりこの規定が削除された。したがって、募集設立においては、必ず証取法上の目論見書を作成しなければならないと解される。なお、解釈上、商法第160条第1項のいう発起人が署名すべき「会社の設立提案書」が、募集提案書を意味するか、または商法第66条のいう発起人の間での「会社設立のための準備契約」であるかどうかについて、問題がある。前者の意味に解すべきものと思われる。なぜなら、会社設立のための準備契約は発起人間の内部の関係を内容とするものであるからである。

第五に、「株式」の概念および株式の「種類」である。ブルガリア商法上の「株式」という用語は、三つの意味を含んでいる。すなわち、①資本の一部分、②有価証券としての「株券」、③株主権である。文脈からいずれの意味かを判断しなければならない。無額面株式は認められていない。記名株式と無記名株式、普通株式と優先株式が株式の「種類」とされている。

第六に、株式会社の機関構造として二つの制度、いわゆる一層式か二層式かの選択が認められている点である。株主の数、会社の事業目的、資本の額などによって、各会社は一番適当な制度を選ぶことができる。

歴史的にみれば、株式会社は生産の発展を伴う資本の集中の必要性によって

発生した。しかし、ブルガリアを含む旧社会主义国家での計画経済から市場経済への移行期における株式会社の発生は、資本の集中の必要性のゆえではない。生産のための資本の集中はすでに社会主义国家における経済組織体により実現されていたからである。ただ、その経済組織体が、設備の補充を考慮し、効率的に営業を営むことができる組織体ではなかったということに株式会社制度を必要とした理由があると考えられる。したがって、市場経済への移行過程にある各旧社会主义国では、株式会社の成立は資本の集中の要請の結果ではなく、もっぱら経営の効率化、企業リスクと企業の「持分」の大衆への分散を目的としたものであるといえるであろう。そのような目的から既存の生産体制を株式会社制度に移行させる上で、もっとも重要な意義があるのは国家企業および市企業の民営化である。しかし、民営化への参加者および行う方法によって、その結果として成立する株式会社の株主構造は一様ではない。株主となるべき者は、当該企業の従業員であり、また最終のリスク負担者となる大衆である。商法は、株式会社法制の通則的規定をおいている。民営化については<sup>(6)</sup>、いわゆる民営化法が詳細な規定をおく。本号では、普遍的なものから個別的なものへという原則に沿って、株式会社について一般法である商法の紹介から始めようと思う。

以下において、1991年5月16日に制定され、同年7月1日から施行され、現在まで何回も改正されたブルガリア商法（1997年7月現在）の一部、主として株式会社に関する部分を抄訳する。

（）の部分は法律本文にあるものであり、〔〕の部分は筆者による補足個所または注であることを示している。

## II 商法本文（抄訳）

（官報 No. 48 / 1991. 6. 18 で公告され、官報 No. 25 / 92. 3. 27, 官報 No. 61 / 93. 7. 16, 官報 No. 103 / 93. 12. 7 で改正が公告され、官報 No. 63 / 94. 8. 5 で第4部の追加が公告され、官報 No. 63 / 95. 7. 14, 官報 No. 42 / 96. 5. 15, 官報 No. 59 / 96. 7. 12 で改正が公告され、官報 No. 83 / 96. 10. 1 で第3部の追加が公告され、官報 No. 86 / 96. 10. 11, 官報 No. 104 / 96. 12. 13, 官報 No. 58 / 97. 7. 22 で改正が公告された）

---

（6）拙稿「ブルガリアにおける固有企業の民営化とその法的問題点」比較法学31卷1号25頁（1997）。

## 第1部 総 則

- 第1章 総 則 (1—2条)
- 第2章 商業登記簿 (3—6条)
- 第3章 商号および所在地 (7—14条)
- 第4章 営業および営業の譲渡 (15—16条)
- 第5章 支 店 (17—20条)
- 第6章 商事代理 (21—52条)
  - 第1節 商業代理人 [商業使用人]
  - 第2節 商事代表者 [代理商]
  - 第3節 商事仲立人
  - 第4節 商業上の機密
- 第7章 商業帳簿 (53—55条)

## 第2部 商人の種類

- 第1編 個人商人
- 第8章 自然人商人 (56—60条)
- 第2編 国家企業および市企業
  - [以上, 省略]

### 第9章 公企業商人

#### 第61条 地 位

国家企業および市企業は、一人有限会社または一人株式会社となることができる。国家企業および市企業は、その他の種類の商事会社を創立し、または商事会社と結合することができる。

#### 第62条 創 立

- (1) 一人有限会社または一人株式会社としての国家企業の創立およびその形態変更は、法律で定められる方法で行われる。
- (2) 一人有限会社または一人株式会社としての市企業の創立およびその形態変更は、地方自治体議会の決議で行われる。
- (3) 商事会社の形態を取らない国家企業は、法律により創立することができる。

## 第3編 商事会社

### 第10章 総 則

#### 第63条 定 義

- (1) 商事会社は、共同の資産をもって商取引をなすための二人またはそれ以上の者の統合体である。
- (2) 法律で定められた場合には、会社は、一人の者によっても設立することができる。
- (3) 商事会社は、法人とする。

#### 第64条 商事会社の種類

- (1) 商事会社は、
  - 1 合名会社
  - 2 合資会社
  - 3 有限会社
  - 4 株式会社
  - 5 株式合資会社

である。

- (2) 本法に定められた商事会社のみが設立することができる。
- (3) 銀行業または保険業は、株式会社または協同組合のみによって行われる。

#### 第65条 会社への参加者

- (1) 会社の発起人は、行為能力のあるブルガリアまたは外国の自然人または法人でなければならぬ。
- (2) 法律が禁止しない限り、各人は、一つ以上の会社に参加することができる。

#### 第66条 会社設立のための準備契約

会社の設立を企てる者は、会社の設立を準備するために、彼らがなすべき行動について同意することができる。その契約上の義務の不履行があったときは、その当事者は、それにより生じた損害についてのみ責任を負う。

#### 第67条 会社の成立

会社は、商業登記簿にその登記がなされた日に成立するものとみなされる。登記をするための申請は、選任された経営機関によりなされる。

#### 第68条 定款の解釈

定款の解釈においては、当事者の意思および解釈される規定の目的を考慮しなければならない。

#### 第69条 登記前の会社の行為に関する責任

(1) 登記の日までに設立中の会社の名において発起人によりなされた行為は、それをなした者が権利を有し、義務を負う。取引を行うときには、会社が設立の過程にあることを義務として示さなければならない。取引を行った者は、[相手方に対して] 負担した義務に関して連帯して責任を負う。

(2) 取引が発起人またはその代理人によりなされた場合には、その権利および義務は、法の効力によって成立した会社に移転する。

#### 第70条 設立された会社の無効

(1) 治癒できない法律の違反があった場合においては、会社の設立は、無効とする。

(2) 各利害関係人および検察官は、裁判所に対して会社〔の設立〕の無効を宣言することを請求することができる。

(3) 会社を無効とする裁判所の判決は、その発効後に執行される。その時点で会社は解散したものとみなされ、それが職権で商業登記簿に記載された後に、裁判所により任命された清算人により清算が行われる。

(4) 無効の宣言を受けた会社の名をもって行為がなされた場合には、[相手方に対して] 負担した義務に関して、発起人が連帯無限の責任を負う。

#### 第71条 社員権の保護

会社の各社員は、会社の所在地を管轄する管区裁判所に訴訟を提起することによって、会社の機関による違反行為から社員権および社員に関する個別の権利を守ることができる。

#### 第72条 金銭以外の出資〔現物出資〕

(1) ある社員または株主が現物出資をなす場合においては、会社契約〔有限会社の場合〕または定款〔株式会社および株式合資会社の場合〕

合】は、出資者の氏名、現物出資の完全な叙述、その金銭評価額および出資者の権利の取得事由を含まなければならない。

(2) 有限会社、株式会社または株式合資会社への【現物】出資においては、出資者および発起人の請求をもって、会社の登記をなす裁判所が任命した3人の検査役により評価がなされる。会社契約または定款に含まれる評価額は、検査役が裁判所に提出した評価額を上回ってはならない。(1993年改正)

(3) 出資者は、その【検査役】評価に賛成しない場合には、金銭の出資で会社に参加し、または会社に参加することを辞めることができる。

(4) 出資は、将来の労働またはサービスをもってその目的とすることができない。

### 第73条 現物出資の給付

(1) その設定または譲渡のために公証が必要である権利の出資は、会社契約によってなされる。株式会社への出資の場合には、出資に関する叙述および公証人により証明された出資者の署名を含む出資者の合意書面が定款に添付される。

(2) その他の権利の出資は、その設定および譲渡のために法律が定める形式によってなされる。

(3) 債権の出資は、出資者が債権の譲渡を債務者に通知したという証拠資料を添付して、会社契約または定款によってなされる。

(4) 出資された物に対する【会社の】権利は、会社の成立の時点から発生する。

(5) 不動産に関する物権を目的とする出資の場合には、会社の成立後、会社の相応の機関は、登記のために、公証人の証明を受けた会社契約の抄本および必要な場合には出資者の個別の同意を公証局に提出する。【株式会社の場合は】機関は、公証人の証明を受けた定款の抄本および出資者の合意書面を提出する。登記の際に、公証人は、出資者の権利を調査する。

### 第74条 会社の総会の決議の取消

(1) 各社員または株主は、法律の強行規定または設立契約もしくは定款に反する総会の決議を取消すために、会社の所在地を管轄する管区裁判所に訴訟を提起することができる。訴訟は、会社に対して提

起される。

(2) その請求は、原告が〔会議に〕出席した場合または適法に招集〔通知がな〕された場合には会議の日から14日以内に、その他の場合にはそれを知った日から14日以内もしくは遅くとも総会の会議の日から3ヶ月以内になされる。

(3) 各社員または株主は、民事訴訟法典の規定に従って、訴訟に参加することができる。原告が請求を取り下げまたは放棄したときにおいても、参加者は、訴訟を維持することができる。

#### 第75条 取り消された決議の再決議の無効

(1) 総会の決議の取消の際に、法律、設立契約および定款の解釈に関して裁判所により出された指示は、総会が再び同一の問題を審議するときに、義務的なものとなる。

(2) 発効した裁判所の判決に違反する会社機関の決議または行為は、無効とする。各社員または株主は、いつでもその無効を主張し、または裁判所に対し無効を宣言することを請求することができる。

### 第11章 合名会社（76—98条）

#### 第1節 総 則

#### 第2節 社員間の法律関係

#### 第3節 社員と第三者間の法律関係

#### 第4節 会社の解散および退社

### 第12章 合資会社（99—112条）

#### 第1節 総 則

#### 第2節 社員間の法律関係

#### 第3節 第三者との法律関係

### 第13章 有限会社（113—157条）

#### 第1節 総 則

#### 第2節 社員の権利および義務

#### 第3節 経営

#### 第4節 会社契約の変更

#### 第5節 会社の解散および清算

[以上、省略]

## 第14章 株式会社 (158—252条)

### 第1節 総 則

#### 第158条 定 義

- (1) 株式会社は、その資本が株式に分割されている会社である。会社は、債権者に対してその有する財産をもって責任を負う。
- (2) 株式会社の商号は、「株式会社」あるいは“АД”という省略形を含む。

#### 第159条 発起人の員数

- (1) 株式会社の発起人は、二以上の自然人または法人とする。
- (2) 法律で定める一定の場合においては、株式会社は、一人によって創立することができる。[この場合には] 設立書によって、会社の定款を確認し、経営機関構成を選択し、最初の監査役会または取締役会〔の構成員〕を任命し、その任期を定める。

#### 第160条 発起人

- (1) 発起人とは、会社の設立提案書に署名した者をいう。
- (2) 破産宣告を受けた者は、発起人となることができない。

#### 第161条 資本および株式

- (1) 資本〔の額〕および株式の金額は、レヴァで定める。
- (2) 資本の最低金額は、株式会社が募集設立される場合においては500万レヴァ、募集設立ではない場合においては100万レヴァとする。
- (3) 銀行業または保険業を営むために必要な最低資本金額は、特別の法律により定める。(1992年改正)
- (4) 資本は、その全部が引き受けられなければならない。

#### 第162条 株式の額面金額

株式の最低額面金額は、100レヴァとする。それ以上の額面金額は、100で割り切れる価額でなければならない。

### 第2節 設 立

#### 第163条 募集設立 (1995年改正)

- (1) 会社の資本の募集を開始するための募集提案書による会社の設立は、法律により定められた条件と手続きに従って行われる。
- (2) 株式を引き受けた者に対しては、認証を受けた〔募集〕提案書の写しが交付される。

**第164条 削除（1995年改正）****第165条 発起人の責任**

発起人は、[募集] 提案書における不実の表示によって生じた損害について、連帶して責任を負う。

**第166条 払込**

(1) 金銭の払込は、払込をなした者を明示して、発起人の名で開設された銀行口座に振り込むことで行われ、振り込まれた金銭の処分は、[発起人の] 全員一致の決定によりなされる。調達された資金は、会社の設立後、会社の銀行口座に移される。

(2) 現物出資については、第72条および第73条の規定が適用される。

**第167条 一時的証明書〔仮株券〕**

(1) 引き受けられた株式の払込としてなされた財産の出資に対して、株主は、発起人またはその代理人の署名がある一時的証明書〔仮株券〕を受ける。

(2) 株券は、その一時的証明書と引き換えに、株主に交付される。

**第168条 創立総会**

(1) 発起人は、募集の期限が満了した後または会社の資本の全部の引受があった後2ヶ月以内に、創立総会を招集する。

(2) 創立総会は、少なくとも引き受けられた資本の半分が代表され、かつ、株式を引き受けた者の5人以上が出席すれば、決議をすることができる。

(3) 発起人が2ヶ月以内に会社が設立されたことを銀行に対して証明しないときは、出資者は、払込金の全額を引き出すことができる。発起人は、出資金の返還に関して、連帶して責任を負う。

**第169条 募集によらない設立**

その他の必要な要求が満たされている場合においては、資本の募集〔株式の引受かつ割当〕は、創立総会の場でも行うことができる。その場合には、少なくとも2人の株式引受人が出席し、かつ、引き受けられた資本の半分以上を代表しなければならない。

**第170条 創立総会で議する事項**

(1) 創立総会は、

1 資本の引受および必要な払込がなされたかどうかを確定し、発起人の報告および彼らの責任の免除に関して決議をなす

- 2 会社の設立に関する決議をなす
  - 3 定款を採択する
  - 4 第164条〔第172条のことであろう...注〕第7号の場合を除いて、監査役会または取締役会〔の構成員〕を選任する。
- (2) 前項第1号から第3号までの決議は、全員一致でなされる。
- (3) 株式引受人の全員が創立総会に参加し、かつ、全員が募集提案書の変更に賛成した場合を除いて、募集提案書に記載された事項を変更する旨の決議は、無効とする。

#### 第171条 引き受けられた資本による会社の設立

募集提案書によって公表された資本の全部が引き受けられていない場合においては、創立総会は、全員一致の決議をもって、引き受けられた資本によって会社を設立することを決定することができる。ただし、最低資本金未満でないことを要する。

#### 第172条 定款の内容

定款は、次に掲げる事項を含まなければならない。

- 1 商号および所在地
- 2 事業目的および期限があれば、その期限〔存立時期〕
- 3 資本の総額、株式の種類と数、一株の額面金額
- 4 会社の機関〔構成〕
- 5 現物出資があれば、その種類と価値、それをなす者、彼らに交付される株式の数と額面金額
- 6 定められた場合には、特定の発起人に留保される優先権
- 7 定められた場合には、発起人は最初の監査役会または取締役会〔の構成員〕を任命し、その任期を定める権利
- 8 会社の設立、存立および解散に関するその他の条件

#### 第173条 発起人の責任

発起人は、会社の設立に関する義務については、自己責任および連帯責任を負う。会社の設立後、彼らは、必要で有益な費用について〔会社に対して〕求償する権利を有する。

#### 第174条 会社の登記に関する要求

- (1) 株式会社の商業登記簿へ記載するには、次に掲げるものが必要である。

- 1 定款が採択されたこと

- 2 資本の全部が引き受けられたこと
  - 3 資本の25%が払い込まれたこと
  - 4 取締役会または監査役会〔の構成員〕が選任されたこと
  - 5 法律上のその他の条件が満たされたこと
- (2) 商業登記簿には、第172条第1号から第4号までおよび第8号の事項が記載され、その記載が公告される。

### 第3節 株式

#### 第175条 株式の額面金額。株券

- (1) 株式〔株券〕は、その保有者が記載された額面金額で資本に参加していることを証明する有価証券である。
- (2) 株式会社は、異なる額面金額の株式〔株券〕を発行することができる。
- (3) 株式は、1, 5, 10および10で割り切れる株数の株券で発行することができる。

#### 第176条 発行価額

- (1) 発行価額は、株式が発起人によりまたは資本が募集で調達される場合には株式引受人により引き受けられる価額である。
- (2) 発行価額は、額面金額を下ることができない。額面金額より高い金額で株式を引き受けることができる。
- (3) 額面金額と発行価額との差額は、会社の「準備金」に組み入れられる。

#### 第177条 不可分性

株式は、不可分とする。株式が数人の共有に属する場合には、共有者は、代理人を定めて、〔その者により〕共同してその有する権利を行使する。

#### 第178条 株式の種類

- (1) 株式〔株券〕は、記名式または無記名式とすることができます。優先株式も発行することができる。
- (2) 無記名式の株式〔株券〕は、その額面金額または発行価額が払込まれる前には、無記名株主に交付することができない。
- (3) 記名式の株式〔株券〕を発行価額の全額の払込がなされる前に交付する場合には、分割払い金額が株式〔株券〕に記載される。

**第179条 株主名簿**

会社は、株主名簿を作成し、それに記名式の株式〔株券〕の保有者の氏名および住所ならびに株式の種類、額面金額、発行価額、株式数および株番号を記載する。この規定は、一時的証明書〔仮株券〕について準用する。

**第180条 株式の転換**

定款に他の定めがない場合、株式の全額の払込後において、株主の請求により、無記名式の株式〔株券〕を記名式の株式〔株券〕に転換する〔ことができる〕。その逆も同様とする。

**第181条 株主の権利**

- (1) 株式は、〔株主に対して〕株主総会における一個の議決権ならびに株式の額面金額に応じた利益配当および残余財産分配の権利を与える。
- (2) 会社が特権の付いた株式を発行するときは、これを明示的に定款で定めなければならない。
- (3) 同じ権利を有する株式は、一つの種類を構成する。

**第182条 優先株式**

- (1) 優先株式は、〔その株主に対して支払が〕保証された〔累積的な〕または追加的な〔参加的な〕利益の〔優先〕配当もしくは清算のときにおける会社の財産〔の分配〕についての割合的権利、および本法または定款に定めるその他の権利を保証することができる。定款で、優先株式が無議決権株式であることを定めることができる。それを株式〔株券〕にも記載しなければならない。(1993年改正)
- (2) 無議決権優先株式は、資本の額に含まれる。
- (3) 無議決権株式は、株式の〔総数の〕半分を超えてはならない。  
(1995年改正で追加され、第3項および第4項が繰り下げられた)
- (4) 無議決権優先株式の利益配当がある年度において支払われず、遅れた支払がその次の年度の利益配当の支払とともに行われなかつたときは、無議決権株式は、遅れた利益配当が支払われるまで議決権を有する。この場合において、必要な定足数および多数決に算入される。
- (5) 無議決株式の優先的権利を制限する決議をなすには、当該優先株式を有する株主の同意が必要である。その場合において、その種類の株主総会が開催される。当該優先株式の50%以上が代表された場合

に、総会は適法となる。決議は、代表された株式の4分の3以上をもってなされる。優先権の消滅と同時に、当該株式は、議決権株式となる。

#### 第183条 株式【株券】の内容

- (1) 株式【株券】は、次に掲げるものを含む。
  - 1 一株の株券の場合は「株式」との表示、二株以上の株券の場合はその「株数」を含む株式の表示
  - 2 株式の種類
  - 3 株券の番号およびそれが含まれる株式の連続番号
  - 4 株式会社の商号および所在地
  - 5 資本の額
  - 6 [発行済] 株式の総数、一株の額面金額およびその株券の種類
  - 7 クーポンおよびその期限
  - 8 会社に義務付けられる二名の署名および株式発行の年月日
- (2) 株式【株券】に印刷された署名も、適法とみなす。(1995年改正で追加され、第2項が繰り下げられた)
- (3) 記名株式の表面には、最初の所有者の氏名が記載される。

#### 第184条 クーポン

- (1) 定款に他の定めがない場合には、株式【株券】は、20年分の利益配当についてのクーポン付きで発行される。
- (2) クーポンは、株式【株券】から切り離して譲渡することができない。
- (3) クーポンには、「クーポン」との表示、株式会社の商号、クーポンの、株式のおよび株券の番号ならびにそのクーポンで利益配当が支払われる年度が記載される。

#### 第185条 株式の譲渡

- (1) 無記名株式の譲渡は、[株券の]交付で行われる。
- (2) 記名株式の譲渡は、裏書きで行われ、会社に対し効力が生ずるには譲渡の旨を記名株主名簿に記載しなければならない。定款において、記名株式の譲渡に対するその他の条件を定めることができる。

#### 第186条 記名株式の譲渡人の責任

払込のない記名株式の場合または記名株式によって会社に対するそ

の他の義務が生じる場合においては、その譲渡人は、[会社に対して]譲受人と連帯して責任を負う。譲渡人の責任は、譲渡が株主名簿に記載された日から 2 年後に消滅する。

#### 第187条 一時的証明書〔仮株券〕の譲渡

- (1) 一時的証明書は、会社の成立前に譲渡することができない。
- (2) 一時的証明書の譲渡は、第185条第2項に定める方法によって譲渡される。

#### 第187a条 自己株式の取得（1995年改正で追加された）

- (1) 会社は、第201条第1項に定める資本の減少の場合ならびに本条第2項、第6項および第7項に定める場合を除き、自己の株式を取得することができない。
- (2) 自己株式の取得は、次の〔全ての条件を満たす〕場合に可能である。
  - 1 定款に明白に定められていること
  - 2 取得された株式の額面総額が資本の10%を超えないこと
  - 3 取得の目的とする株式の全額が払い込まれていること
  - 4 取得が資本の3分の2をもってなされる株主総会の決議に基づいて行われること
  - 5 取得が配当されていない会社の利益の限度内であること
- (3) 自己株式の取得は、「有価証券、証券取引所及び投資会社に関する法律」第9章第3節に従って行われる。
- (4) 自己株式の取得後、その株式の権利は、取得の日から1年以内になされるべきその株式の売却の時まで、停止する。
- (5) 取締役会または経営理事会は、第245条の年次報告書において、会社が取得した全ての自己株式の数と種類についての情報を公表する。
- (6) 本条第2項第2号、第5号および第6号〔該当する条項がない...注〕ならびに第4項および第5項の規定は、定款に定めた方法により、自己株式を取得する目的で発行された自己の優先株式の取得についても、適用される。
- (7) 本条第1項から第6項までの自己株式の取得についての制限は、「有価証券、証券取引所及び投資会社に関する法律」に定められる投資会社に対しては適用されない。

### 第187b条 不存在株式【株券の不発行】（1995年改正で追加された）

- (1) 株式会社は、不存在株式も発行することができる。
- (2) 不存在株式の発行およびその譲渡は、不存在株式の保有者の氏名、住所およびその者についてのその他の必要なデータ、株式の額面金額および発行価額ならびに数およびその番号を不存在株式の名簿に記載したときに、その効力を生じる。
- (3) 不存在株式の発行およびその譲渡は、株式会社により発行された記名の証明書で確定される。記名の証明書は、譲渡することができない。不存在株式の譲渡の際には、譲受人に対して新しい記名の証明書が発行され、株式の一部分の譲渡の場合には「株式の」残った部分について譲渡人に対して新しい記名の証明書が発行される。

## 第4節 払込

### 第188条 払込義務

- (1) 株主は、引き受けた株式に関して、定款で定める株金額の各回の分割払込額を払い込む義務を負う。
- (2) 分割払込は、定款に明白に定めたときは、各株主によって違う比率でなすことができる。

### 第189条 払込の遅滞の効果

- (1) 期限内に決まった金額の払込をしなかった株主は、定款に制裁が定められていない場合においては、利息を払う。現物出資の給付の遅れの場合には、[会社は] 実際の損害について賠償を請求することができる。
- (2) 払込を遅滞した株主は、書面による通知がなされて後1ヶ月以内にななすべき払込をしないときは、退社したものとみなす。その催告は、株式の譲渡に会社の承認が必要である場合を除いて、官報において公告されなければならない。
- (3) 退社させられた者は、株式およびなされた払込金について失権する。退社させられた者の株式は、効力を失い、廃棄される。会社は、失権した株式に代えて、新たな株式を募集する。退社させられた者によってなされた払込金は、会社の「準備金」に組み入れられる。

### 第190条 利息

- (1) 定款に定められた場合を除いて、なされた払込金に関して株主に

利息を支払うことができない。

- (2) 株主が予め定められた比率を超えて分割払込をなした場合において、定款に定められるときは、超過分に関して利息を支払わなければならぬ。利息は、利益の配当の前に支払われる。
- (3) 会社の成立までになされた払込により生じた果実は、定款に他の定めがない限り、会社の利益とする。

#### 第191条 担 保

払込まれていない部分に対して株主が担保を提供することを定款で定めることができる。

### 第5節 資本の増加

#### 第192条 条 件

- (1) 資本は、新株の発行、既に発行された株式の額面金額の引き上げ、または第215条による社債の株式への転換によって増加させることができる。
- (2) 資本の増加に関する株主総会の決議は、会議において代表された株式の議決権の3分の2を占める多数決でなされる。定款でそれ以上の多数決および追加的条件を定めることができる。
- (3) 異なる種類の株式の場合には、決議は、各種類の株主により個別の会議でなされる。
- (4) 新株が額面金額より高い価格で募集されるときは、その最低の価額は、株主総会の決議によって定められる。
- (5) 資本の増加は、定款に定められた額が完全に払い込まれた後においてのみ許される。
- (6) 資本の増加については、第14章第2節の規定が準用される。
- (1995年改正で追加された)

#### 第193条 現物出資による資本の増加

資本が現物出資によって増加する場合には、株主総会の決議〔議事録〕には、出資の目的、出資する者〔の氏名〕、その出資に対して交付される株式の額面金額が含まれなければならない。

#### 第194条 株主の優先権

- (1) 各株主は、資本の増加の前の資本におけるその割合に相当する数の新株を取得する権利を有する。その権利は、株主総会により定めら

れた期間経過後に消滅する。但し、その期間は、増資の決議が官報で公表された日から少なくとも1ヶ月とする。

(2) 前項の株主の権利は、代表された株式の議決権の4分の3をもってなされる株主総会の決議で、消滅させることができる。

#### 第195条 条件付きの資本の増加

資本は、株式が特定の〔第三〕者により固定価格で購入されるという条件で、または社債〔の株式への転換〕により増加させることができること。

#### 第196条 監査役会（取締役会）による資本の増加

定款は、監査役会または取締役会に対して、会社の成立後5年間にわたって一定額以内で新株を発行することによって資本を増加させる権限を与えることができる。そのような決議は、定款の変更によっても、変更の登記後長くとも5年間の効力をもって、することができる。

#### 第197条 会社の利益による資本の増加

(1) 株主総会は、利益の一部を資本に組み入れることによって、資本を増加させることを決定することができる。決議は、その前の年度に関する年次会計報告の承認後3ヶ月以内に、総会において代表された株式の議決権の4分の3をもってなされる。

(2) 資本の増加に関する決議の裁判所に対する登記〔の申請〕には、貸借対照表を添付し、増資が会社の自己利益によってなされたことが示される。

(3) 新株は、株主が資本の増加の前における資本への参加〔の割合〕に応じて分配される。これに反する株主総会の決議は、無効とする。

#### 第198条 株式〔株券〕の受け取り

(1) 前条の資本の増加の登記後、経営理事会または取締役会は、遅滞なく、株券を受け取らせるために株主を招集する。

(2) 株主によって受け取られなかった無記名式の新株は、資本の増加に関する決議が官報で公告された後1年を経過したときに、取引所において売却される。株主の権利は、消滅し、売却によって受け取られた金額は、「準備金」に組み入れられる。

#### 第6節 資本の減少

##### 第199条 通常の資本の減少

- (1) 資本の減少は、株主総会の決議をもってなされる。
- (2) いくつかの株式の種類がある場合には、資本の減少には、各種類毎の個別の総会でなされた株主の決議が必要である。
- (3) 決議には、[資本の] 減少の目的および方法を含まなければならぬ。

#### 第200条 資本の減少の方法

資本は、

- 1 株式の額面金額の引き下げ、または
- 2 株式の消却

によって減少させることができる。

#### 第201条 株式の消却による資本の減少

- (1) 株式の消却は、強制的にまたは会社が[株式を] 取得して行われる。
- (2) 株式の強制的な消却は、定款に定めた場合に[限り] 許される。
- (3) 強制的な株式の消却の条件およびその方法は、定款において定められる。

#### 第202条 債権者の保護

- (1) 資本の減少の決議の公告の前に請求権を持っている債権者は、6ヶ月以内に担保の提供を請求する権利を有する。
- (2) 資本の減少との関係でなされる株主への支払は、前項の期間が経過し、かつ、債権者が担保の提供または支払を受けた後において、することができる。

#### 第203条 担保または支払の方法

株主に対する担保の提供または支払については、第150条から第152条までの規定が適用される。(1996年改正)

### 第7節 社 債

#### 第204条 社債発行の手続き

- (1) 社債は、株式会社の成立後少なくとも2年が経過し、株主総会により二つの年次会計報告が承認された場合に、発行することができる。社債の債務金額は、払い込まれた資本の額の50%を超えてはならない。
- (2) 第1項の規定は、国家および銀行により保証された社債について

は適用しない。

- (3) 社債発行についての決議は、株主総会のみによってなされる。
- (4) 同一の発行日の同一の額面金額の社債は、同一の請求権を有する。
- (5) 社債券は、発行しましたは発行しないことができる。社債券が発行される社債および社債券が発行されない社債の募集、譲渡および担保については、本法で定められた株式〔株券〕に関する規定が準用される。(1995年改正で追加された)

**第205条 募集の条件および手続き** (第1項は1995年改正で削除され、第2項および第3項が繰り上げられた)

- (1) 募集の開始は、官報で公表される。
- (2) 社債を引き受けようとする者に対しては、起債に関する総会の決議および前2年間の会社の年次会計報告が交付される。

**第206条 募集の終了**

- (1) [社債の] 金額の払込および社債券の交付は、銀行またはその他の特殊会社によりなされる。
- (2) 社債を引き受けた者は、会社が決めた銀行における特定口座に振り込みをする。その銀行口座の金銭は、募集の終了の公告前においては使用することができない。
- (3) 募集は、公告された社債の債務金額の引受があったときまたは募集の期限が満了したときに終了する。
- (4) 株主総会は、社債〔契約〕が締結されたとみなされる条件を定め、最初に公告された金額に超過または不足が生じた場合に募集の終了を公告することを監査役会または取締役会に委任する。
- (5) 社債〔契約〕の締結について定められた条件が満たされないで募集が終了する場合には、払い込まれた金額は、銀行から、社債を引き受けた者に対して複利計算された利息を付けて、返還される。

**第207条 優先権附き社債の発行条件**

会社は、社債権者集会の同意がない限り、払い戻しに関する優先権を有する社債を発行することができない。

**第208条 最初の社債権者集会** (1993年改正で見出しの追加)

株式会社の機関は、〔社債〕募集の終了後1ヶ月以内に社債権者集会を招集する。集会の〔招集〕通知は、〔官報で〕公告される。集会

は、引き受けられた債務の10分の1が代表された場合に適法となる。

#### 第209条 社債権者の代表

- (1) 同一の発行にかかる社債権者は、会社に対してその利益を保護するために一つのグループを構成する。
- (2) グループは、社債権者集会により選任された代表者により代表される。代表者は、3人を超えてはならない。

#### 第210条 代表の制限

- (1) 次に掲げる者は、前条の代表者になることができない。
  - 1 債務者である会社自身
  - 2 債務者である会社の資本の10分の1以上を保有する他の会社または債務者である会社により資本の10分の1以上が保有される他の会社
  - 3 会社が負担した債務の全部または一部を保証した会社
  - 4 監査役会、経営理事会または取締役会の構成員ならびにその直系親族および配偶者
  - 5 会社の経営機関への参加が法律により禁止された者
- (2) 代表者は、社債権者集会の決議により、その職を解くことができる。

#### 第211条 代表者の権限

代表者は、社債権者集会の決議により、社債権者の利益を保護するための行為を行うことができる。

#### 第212条 代表者の株主総会への出席

- (1) 社債権者の代表者は、議決権なしで株主総会に出席することができる。その者は、株主と同様の条件で情報を受けることができる。
- (2) 社債にかかる債務の履行に関する決議がなされるときは、株主総会は、社債権者の代表者の意見を聴く。

#### 第213条 代表者の報酬

- (1) 社債権者の代表者の報酬は、会社により定められ、会社の負担とする。会社が報酬を定めないときは、社債権者集会が定める。
- (2) 会社が前項後段により定められた金額に反対する場合は、報酬の額は、代表者の請求により管区裁判所が定める。

#### 第214条 社債権者集会

- (1) 社債権者集会は、社債権者の代表者が招集する。

- (2) 集会は、少なくとも社債の10%を代表する社債権者の請求により、清算手続きが始まった場合には会社の清算人によっても招集される。
- (3) 社債権者の代表者は、株式会社の経営機関から次に掲げる事項について通知を受けたときは、社債権者集会を招集しなければならない。
  - 1 会社の事業、形態変更またはその組織変更を提案すること
  - 2 優先社債の新たな発行
- (4) 社債の発行毎に、個別の集会が構成される。
- (5) 社債権者集会については、株主総会の規定が準用される。
- (6) 株主総会は、社債権者集会の決議を斟酌しなければならない。

#### 第8節 社債の株式への転換

##### 第215条 社債の株式への転換についての決議

- (1) 総会は、株式へ転換する〔ことができる〕社債を発行する決議をすることができる。国家の資本参加が50%以上の会社は、このような社債を発行することができない。株主は、新株発行の引受と同様の条件で、優先的にこのような社債を引き受けることができる。
- (2) 社債の株式への転換の手続きは、社債の発行についての総会の決議において定められる。
- (3) 株主総会は、株式に転換できない社債の保有者がその社債を株式に転換することができる条件を定めることができる。
- (4) 転換社債の発行価額は、その社債権者が社債に代えて取得すべき株式の額面金額より低い額であってはならない。
- (5) 損失により株式数の減少または株式の額面金額の引き下げの方法による資本の減少を行うときは、社債の株式への転換に関する社債権者の権利は、割合的に縮小する。

##### 第216条 新たな社債の発行決議の効力要件

株式へ転換できる新たな社債の発行についての決議は、その社債を株式へ転換する権利を有している社債権者集会による承認がある場合に限り、有効とする。

##### 第217条 資本の増加の場合の転換

資本の増加についての決議がなされた後、経営理事会または取締役

会は、社債の株式への転換のための期限を定める。その期限は、3ヶ月を超えてはならない。

#### 第218条 変更した資本の登記

経営理事会または取締役会は、社債の株式への転換の結果である資本の変更を登記する。

### 第9節 株式会社の機関

#### 第219条 機関の種類

株式会社の機関は、

- 1 株主総会
  - 2 取締役会（一層制度）または監査役会および経営理事会（二層制度）
- とする。

#### 第1款 株主総会

##### 第220条 総会の構成

- (1) 総会は、議決権を有する株主によって構成する。株主は、本人または代理人によって総会に参加する。
- (2) 取締役会または監査役会および経営理事会の構成員は、株主である場合を除き、議決権なしで総会に参加する。

##### 第221条 権 限

総会は、

- 1 会社の定款を変更および追加し
- 2 資本の増加および減少を〔決定〕し
- 3 会社の組織変更および解散を〔決定〕し
- 4 取締役会または監査役会の構成員を選任および解任し、その報酬を定め
- 5 公認会計士を任命および解任し
- 6 任命された公認会計士の認証後に年次会計報告を承認し
- 7 社債の発行を決定し
- 8 破産状態の場合を除いて、会社の解散のときに清算人を任命し
- 9 監査役会、経営理事会および取締役会の構成員を免責し

10 法律および定款によりその権限として委任された他の事項を決定する。

#### 第222条 総会の開催

- (1) 総会は、少なくとも一年に一回開かれる。最初の総会は、会社の設立後18ヶ月以内においていつでも開催することができる。
- (2) 定款に他の定めがない場合には、総会は、会議の議長および秘書役を選任する。

#### 第223条 招 集

- (1) 総会は、取締役会または経営理事会により招集される。総会は、監査役会または資本の少なくとも10分の1を有する株主の請求によっても、招集することができる。
- (2) 資本の少なくとも10分の1を有する株主の請求が1ヶ月以内に満たされなかった場合には、管区裁判所は、自ら総会を招集し、または請求した株主あるいはその代理人に招集権限を与える。
- (3) 招集は、官報に掲載された通知でなされる。記名株主に対しては通知状も発送される。
- (4) 通知には、少なくとも次に掲げる情報が含まれる。
  - 1 会社の商号および所在地
  - 2 会議の場所、日付および時間
  - 3 総会の種類
  - 4 定款に定められた場合には、総会に参加するためおよび議決権を行使するために必要な手続き
  - 5 会議の日程および決議の提案
- (5) 通知の公告または通知状の発送日から総会の開催日までの期間は、30日を下ってはならない。

#### 第224条 情報を得る権利

会議の日程と関係がある書類は、遅くとも総会招集通知の公告または通知状の発送日までに、株主が利用できるように備え置かなければならない。[それらの書類は、] 請求があれば、各株主に対して無料で提供される。

#### 第225条 出席者名簿

総会の会議に出席している株主またはその代理人の名簿が作成され、それに [株主が] 有するまたは [代理人が] 代表する株式の数が

記載される。株主および代理人は、署名によりその出席を証明する。名簿は、総会の議長および秘書役により認証される。

#### 第226条 代理人

各株主は、総会において代表させる〔その権利を代理行使させる〕ために、書面をもって、ある者を代理人とする権利を有する。

#### 第227条 定足数

定款に資本の〔割合による〕定足数を定めることができる。その定足数が満たされない場合には、1ヶ月以内に新しい会議が招集され、その会議は、それに代表された資本〔株式数〕にかかわらず、適法とする。新しい会議の日付は、最初の会議の通知に記載することができる。

#### 第228条 投 票

- (1) 議決権は、定款に他の定めがない場合には、払込後に生ずる。
- (2) 提案された決議がある種類の株主の権利に影響を及ぼす場合には、投票は、株主の種類別に行われる。

#### 第229条 利害の衝突

株主またはその代理人は、次に掲げる事項については、その投票に参加することができない。

- 1 その株主に対する訴訟の提起
- 2 その株主の会社に対する責任の追及の開始

#### 第230条 多数決

- (1) 総会の決議は、法律または定款に他の定めがない場合には、代表された株式の過半数をもってなされる。
- (2) 第221条第1号から第3号までの事項の決議のためには、代表された資本〔株式〕の3分の2の多数が必要である。この場合については、定款で他の多数決〔要件〕を定めることができる。

#### 第231条 決 議

- (1) 株主全員が自らまたは代理人により会議に出席し、かつ、その事項を討論することに反対する者がいない場合を除いて、総会は、第223条の規定に従って通知または公告された事項以外の事項について、決議をすることができない。
- (2) その実施が延期された場合を除いて、総会の決議の効力は、直ちに生ずる。

(3) 定款の変更および追加, 資本の増加および減少, 会社の組織変更および解散, 会の構成員の選任および解任ならびに清算人の任命に関する決議は, 商業登記簿に登記し, その効力は, 登記の公告後に生ずる。

### 第232条 議事録

(1) 総会の会議に関しては, 特別に製本される議事録が作成され, それには次の事項が記載される。

- 1 会議の場所および日時
- 2 議長, 秘書役および投票集計者の氏名
- 3 経営理事会および監査役会 [の構成員] ならびに株主ではない者の出席
- 4 実際になされた提案
- 5 なされた投票およびその結果
- 6 出された異議

(2) 総会の議事録は, 会議の議長, 秘書役および投票集計者により署名される。

(3) 議事録には, 次の書類が添付される。

- 1 出席者名簿
- 2 総会の招集に関する書類

(4) 議事録およびそれに添付された書類は, 少なくとも 5 年間保存される。[それは,] 請求があれば, 各株主に提供される。

## 第 2 款 二つの経営制度に関して共通する規定

### 第233条 任 期

(1) 定款でより短い期間が定められている場合を除き, 取締役会, 監査役会および経営理事会の構成員は, 5 年以内の任期で選任される。

(2) 最初の取締役会または監査役会の構成員は, 3 年を超えない任期とする。

(3) 会の構成員は, 無制限に再選されうる。

### 第234条 会の構成

(1) 行為能力のある自然人は, 会の構成員になることができる。定款が認める場合には, 法人も, 構成員になることができる。この場合には, 法人は, 会におけるその義務を履行するために, 代表者を指名す

る。法人は、その代表者の行為により生じた義務に関して、他の役員と連帶して無限責任を負う。

(2) 次の各号に該当する者は、会の構成員になることができない。

- 1 会社が破産によって解散され、かつ、満足できなくなった債権者が残った場合には、その会社の業務執行機関もしくは監査機関の構成員またはその会社の無限責任社員であった者
- 2 監査役会の構成員の配偶者または三親等までの直系、傍系親族者または姻族の者
- 3 定款に定められたその他の要求に応じない者

#### 第235条 代表権

- (1) 取締役会または経営理事会の構成員は、定款に他の定めがある場合を除いて、共同して会社を代表する。
- (2) 取締役会、または監査役会の承認を受けた経営理事会は、その構成員の中から一人または数人の役員に、会社を代表することを委任することができる。委任は、いつでも取消すことができる。
- (3) 会社を代表する委任がなされた者の氏名は、登記され、公告される。登記の際、彼らは、公証人が証明した署名を届け出る。
- (4) 前二項に従って委任がなされた者の代表権の制限は、善意の第三者者に対して効力を有しない。
- (5) 委任およびその取消は、その登記および公告後においては、善意の第三者者に対して [も] 効力を有する。

#### 第236条 一定の決議を有効とするための特別の要求

- (1) 監査役会の事前承認を受けた経営理事会または全員一致の決議をもって取締役会は、次に掲げる事項を決定することができる。(1993年改正)
  - 1 企業の全部または重要な一部の廃止または譲渡
  - 2 会社の活動における重要な変更
  - 3 組織における重要な変更
  - 4 会社に重要な意義をもつ長期的な協定〔の締結〕またはその解消
  - 5 支店の設置
- (2) 前項の規定に違反する行為をしたという主張は、善意の第三者者に対してすることができない。

### 第237条 権利および義務

(1) 次の各号に掲げる事由がある場合においても、会の構成員は、同一の権利および義務を有する。

#### 1 役員間における権限の内部的分配

#### 2 業務執行役員に対して経営権限を授与する旨の規定

(2) 会の構成員は、会社の利益のために義務を履行し、解任後においても会社の機密を守る義務を負う。

### 第238条 定足数および多数決

(1) 半数以上の役員が本人または他の役員を代理人にして出席するとき、会は、決議をすることができる。各出席者は、欠席者の二人以上を代理することができない。

(2) 定款に他の定めがある場合を除いて、決議は、単純多数決をもってなされる。

(3) 定款で、役員の全員が書面をもって決議に賛成すれば会議を開かないで決議することを定めることができる。

### 第239条 議事録

経営理事会、監査役会および取締役会の決議に関する議事録が作成され、その会議に出席した全役員により署名される。

### 第240条 責任

(1) 監査役会および経営理事会または取締役会の構成員は、その3ヶ月の報酬を最低限度にして株主総会により定められた金額を、経営の担保として提供する義務を負う。会社の株式または社債も担保に供することができる。

(2) 過失により会社に損害を与えた場合には、会の構成員は、連帯して責任を負う。

(3) 会社が被った損害については、会の各構成員は、無過失が確定されるときは責任の免除を受けることができる。

## 第3款 二層制度

### 第241条 経営理事会

(1) 株式会社は、監査役会の監督のもとで活動している経営理事会により経営され、代表される。

(2) 経営理事会の構成員は、監査役会により選任され、監査役会は、

その報酬を定め、いつでも解任することができる。

(3) だれも、同時に会社の経営理事会の構成員および監査役会の構成員になることができない。

(4) 経営理事会の員数は、定款で定められる。但し、9人を超えることができない。

(5) 経営理事会の活動規則は、監査役会により承認される。

#### 第242条 監査役会

(1) 監査役会は、会社の経営に参加することができない。経営理事会との関係においてのみ会社を代表する。

(2) 監査役会の構成員は、[株主] 総会により選任される。その員数は、3人から7人までとする。

(3) 監査役会は、その活動に関する規則を定め、その構成員のうちから会長および副会長を選任する。

(4) 会長は、自ら監査役会の会議を招集し、または他の[監査役会の]構成員もしくは経営理事会の構成員の請求に応じて招集する。

#### 第243条 情報および監督

(1) 経営理事会は、少なくとも3ヶ月に1回、その活動を監査役会に報告する。

(2) 経営理事会は、会社に関する重要な意義をもつ事情が生じたときには、遅滞なく、監査役会の会長に全ての事情を知らせる。

(3) 監査役会は、会社に関係がある事項については、いつでも経営理事会に報告または情報を求める権利を有する。

(4) 監査役会は、その職務を執行するために必要な調査をすることができる。そのために専門家を用いることができる。

### 第4款 一層制度

#### 第244条 取締役会

(1) 会社は、取締役会により経営され、代表される。取締役会は、少なくとも3人、多くとも9人により構成される。

(2) 取締役会は、その活動に関する規則を定め、その構成員のうちから会長および副会長を選任する。

(3) 取締役会は、会社の状態およびその発展を討議するために、少なくとも3ヶ月に1回定時会議を開催する。

- (4) 取締役会は、その構成員のうちの1人または数人の業務執行役員に会社の経営を委任する。業務執行役員は、取締役会の残った員数より少なく、かつ、いつでも変えることができる。
- (5) 各業務執行役員は、会社に関する重要な意義をもつ事情が生じたときには、遅滞なく、取締役会の会長に報告する。
- (6) 会の各構成員は、特別の事項を討議するために、会長に会議の招集を請求することができる。

## 第10節 年次計算および利益配当

### 第245条 年次計算に関する書類

取締役会または経営理事会は、毎年2月末までに、前の暦年に関する年次会計報告および営業報告書を作成し、株主総会により選任された公認会計士に提出する。

### 第246条 準備金

- (1) 会社は、「準備金」を積み立てる義務を負う。
- (2) 「準備金」の源泉は、次に掲げるものとする。
  - 1 準備金が資本の10分の1または定款に定められたそれ以上の割合に達するまでは、少なくとも利益の10分の1
  - 2 発行する株式および社債の額面金額を超える額
  - 3 株式について優先的取扱を受けた株主がなす追加的払込金額
  - 4 定款または株主総会の決議により定められたその他の源泉
- (3) 「準備金」は、次に掲げる目的のみに使用することができる。
  - 1 年次損失を填補するため
  - 2 前年度の損失を填補するため
- (4) 「準備金」は、資本の10分の1または定款に定められたそれ以上の割合を超えるときは、超過分を資本の増加に使用することができる。

### 第247条 営業報告書の内容

営業報告書には、会社の活動の過程およびその状態が示され、年次会計報告についての説明がなされる。

## 第11節 年次計算の監査

### 第248条 監査の対象および範囲

- (1) 年次会計報告は、総会が任命した公認会計士により監査される。
- (2) 監査の目的は、年次計算がそれに関する定款および会計法の要求に従ってなされたか否かを確定することにある。

#### 第249条 公認会計士の任命および責任

- (1) 历年末までに総会が公認会計士を選任しなかった場合には、取締役会または経営理事会もしくは監査役会、または単独の株主の請求により、裁判所が公認会計士を任命する。
- (2) 正確および公平な監査を行うこと、ならびに機密を守ることに関して、公認会計士は、責任を負う。

#### 第250条 公認会計士の報告

公認会計士の報告を受け取った後、経営理事会は、年次会計報告、営業報告書および公認会計士の報告を監査役会に提出する。経営理事会は、総会に提出すべき利益処分に関する提案も提出する。

#### 第251条 年次計算の承認

- (1) 監査役会は、年次会計報告、営業報告書および利益処分に関する提案を監査し、それを承認してから、定時 [株主] 総会の招集を決定する。
- (2) 経営の一層制度の場合においては利益処分に関する提案は、取締役会によりなされ、取締役会が総会を招集する。
- (3) 年次会計報告は、公認会計士の監査を受けない限り、総会により承認することができない。
- (4) 総会により承認された年次会計報告は、経営理事会または取締役会により公告される。

### 第12節 解 散

#### 第252条 解散の事由

株式会社は、次に掲げる事由により解散する。

- 1 総会の決議
- 2 存立時期の満了。総会は、期間の満了前に、その延長を決定することができる
- 3 会社の破産宣告
- 4 会社が法律で禁止された目的を追求する場合には、検察官の請求による会社の登記がなされた裁判所の判決

5 1年間にわたって会社の資本が最低資本金を下回ったこと。

その期間内に総会が解散を決議しない場合には、解散は、第4号に従ってなされる

6 定款に定められた事由

第15章 株式合資会社 (253—260条)

第16章 会社の組織変更 (261—265条)

第17章 清 算 (266—274条)

第18章 商事会社の結合

第1節 コンソーシアム (275—276条)

第2節 持株会社 (277—280条)

第19章 適用する法律 (281—283条)

第20章 行政制裁規定 (284—285条)

第3部 商事取引 (286—606e条)

第4部 破 産 (607—760条)

経過・終末規定 (§ 1—§ 5)

[以上、省略]